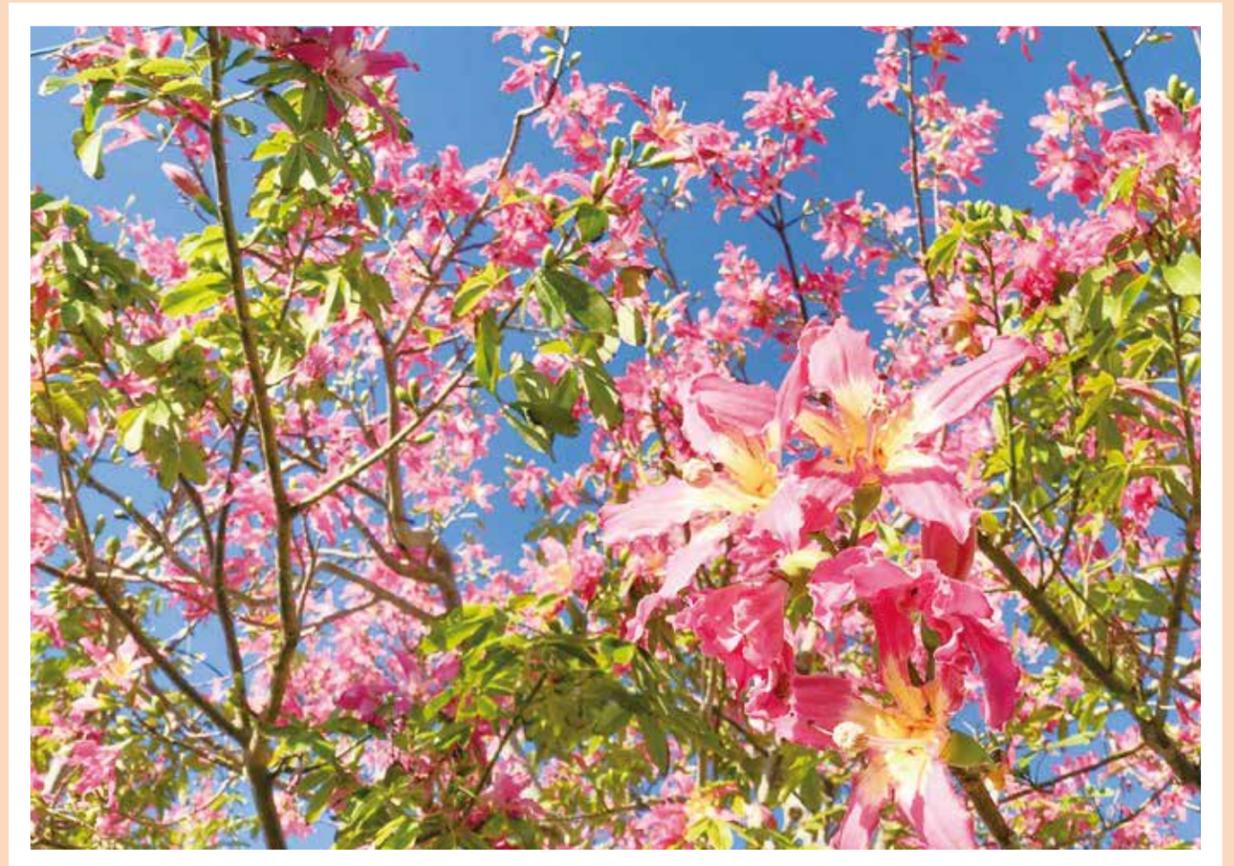


季刊

労働おきなわ

2020 Autumn

No.151



沖縄県商工労働部労働政策課

再生紙を使用しています。

労働相談窓口

フリーダイヤル
☎0120-610-223

目次

◆ RELAY ESSAY

沖縄県商工会連合会 米須義明 会長 1

◆ INFORMATION

・令和2年度労働環境課題改善セミナーのご案内 2

・「就職したい」かなえます。ジョブトレとは... 4

・会える、見つかる、良くわかる! 適職発見プロジェクト! 5

・10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。..... 6

・パートタイム・有期雇用労働法に関する特別相談窓口について... 8

・ご存知ですか?中退共の退職金制度。..... 9

・沖縄県雇用継続助成金事業について 10

・令和2年10月3日から沖縄県最低賃金が792円になります。... 12

◆ 労働委員会だより 14

◆ 労働相談 15

◆ 労働経済指標 16



表紙の写真

◀トックリキワタ

10月～12月の沖縄の街路に桜のようなピンクの花を咲かせている南米原産のトックリキワタ。

トックリキワタを日本で最初に栽培したのは、当時まだアメリカ軍の軍政下にあった沖縄である。

実からとれる綿は枕、座布団、クッション等の詰物として、また比重が軽く防水性もあるので救命具の詰物としても使用される。



「労働おきなわ」151号 (琉球労働から通巻225号)

2020年9月30日発行

編集・発行/沖縄県商工労働部労働政策課

〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2

TEL(098)866-2366 FAX(098)866-2355

<http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/rosei/index.html>

印刷所/有限会社アトム印刷

〒901-1303 与那原町字与那原3157-3

TEL(098)944-1355 FAX(098)944-1716

●バックナンバーURL● <http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/rosei/20756.html>



コロナ禍の共生

沖縄県商工会連合会 会長
米 須 義 明

新型コロナウイルス感染症の拡大により世界の雇用状況は一変しました。2019年末までは労働力も売り手市場で、好調な観光産業に牽引され時給もうなぎ登りになり、最低賃金の上昇以上の時給アップが各業種で見られました。特に飲食店、サービス業の人手不足が問題になり、ホテル関連では新規オープンしても人材不足により半分しか稼働できないといった状況も散見されました。

ところが2020年に入ると予想以上の早さで新型コロナウイルスが拡散し、ヒト、モノ、コトが一気に停滞する事態となりました。他人事と思われていた感染が県内で蔓延し、国内有数の感染拡大地になってしまったことは県民に大きな衝撃を与えました。緊急事態宣言の発令や自粛要請など、これまでに経験したことのない事態となり、わずか半年間で絶頂からどん底に経済が落ち込むと誰が想像できたでしょうか。

このような天災とも言える突然の不況の中で多くの企業が不安を感じ、休業、廃業を余儀なくされ労働者の解雇や休職が行われています。また、就労待機や内定取り消しなど新卒者の就職にも大きな影響が出ています。

コロナ禍のなか、休職させられた労働者の生活を守るため、また引き続きの雇用を守るため、政府は雇用調整助成金を拡充、沖縄県により助成金の上乗せも行われています。

このように多くの助成制度や金融機関からの融資を受け、私たち企業は生き残りを図っています。しかし、沖縄県は99%が

中小・小規模事業者と言われており、コロナ禍による不況や自粛営業が長引けばさらに廃業、倒産が増えることは避けられません。雇用を守るためにも行政の皆様には息の長い助成制度を求めます。

商工会連合会は34市町村の商工会で構成されており、そのうちの11商工会が離島に存在します。これから数年、不況による就職難が想定されますが、視点を変えてこれまで避けられていた離島や遠隔地での就業も視野に入れてはどうでしょうか。地域の活性化や新しいビジネスの創出など、やりがいを見つけることが出来るかもしれません。美しい自然のなかで家族と健康的な生活を送ることも出来るのではないのでしょうか。

また雇用のミスマッチを解決する機会かもしれません。これまで敬遠されがちだった業種や小規模事業者への就職機会を見直すことも必要ではないのでしょうか。県内外には未だに人材不足の産業は数多くあります。

商工会連合会ではこれからもwithコロナを見越して労働環境を整えるためにも、リモートワークなど中小企業のIT化や、飲食業、サービス業の非対面化等にも力を入れて参ります。このコロナ禍を乗り越えるためには事業者と就労者がお互いを思いやりながら力を合わせて行かなければなりません。一日も早く元の生活に戻れる日を心から願っています。

非正規労働者の処遇改善に取り組んでみませんか

参加
無料



令和2年度

労働環境課題改善

セミナーのご案内

事業主・
人事労務
担当者向け



セミナーは3テーマで開催!

同一労働同一賃金でなにが変わる?

～企業の賃金に対する意識改革～

正規と非正規の待遇差をなくすとはどういうことなのか、中小企業が2021年4月施行までに対策しなければいけない同一労働同一賃金を分かりやすく解説します。

パワハラ防止法成立!

～ハラスメント対策措置の義務化～

中小企業では2022年4月からパワーハラスメントの雇用管理上の措置が義務化になります。非正規社員が働きやすい職場づくりのため、また労使間のトラブルにならないためにも対策が必要です。

就業規則の整備はしていますか?

～賃金台帳から見る労務管理のポイント～

賃金台帳に記載すべき項目を一つずつ深掘りして、正しい賃金台帳を作成することできちんとした労務管理が出来るようになっていきます。賃金台帳を作成するための周辺整備もきめ、働き方関連法に沿った就業規則に見直しませんか。

期間 令和2年9月～11月まで

場所 県内5地区 南部・中部・北部・宮古・八重山

非正規労働者の満足度・定着率アップのお手伝いをします!

労働に関する各種セミナー講師の実績が豊富で、
各種相談員としても活躍される社会保険労務士が講師を務めます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため以下のこと徹底します。ご参加の際、ご協力宜しくお願いします。

①会場内はマスク着用をお願いします。

②入室時、出入口の消毒スプレーで手拭の消毒をお願いします。

③1～2mの間隔で着席をお願いします。

④入室いただく際、非接触型検温器にて検温を行い、37.5度以上の方は受講をお断りします。

⑤セミナー開催の前にテーブルやイスなどを消毒します。

⑥セミナー中、一定時間ごとに換気を行います。

沖縄県 非正規労働者処遇改善事業事務局(株式会社プラスキャリア内)

TEL 098-868-9339 FAX 098-869-6104

お問合せ
申込先

詳しくは
HPをチェック

<http://www.okinawa-hrs.jp/>

沖縄 非正規労働者処遇改善事業

検索

携帯からも
申込出来ます!



◎ 沖縄県 商工労働部 労働政策課

講師プロフィール



厚生労働省の助成金、労働問題の相談員や協会けんぽゴザ事務所の受付業務、沖縄労働基準監督署にて総合労働相談員、立替払調査員を経て、現在、沖縄県「グッジョブ相談ステーション」で就職、助成金、労務相談などの業務を行う。

宇野社会保険労務士事務所 宇野 一博
(沖縄県社会保険労務士会理事、沖縄SR経営労務センター副会長)



沖縄働き方改革推進支援センターの副センター長や独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の65歳超雇用推進プランナーとして年間100社程度訪問し同一労働同一賃金に関するアドバイスや月3~4回程度のセミナーを開催している。

水澤社労士コンサルティング 水澤 孝一



宮古島市(「バントウの屋」)出身。平成23年10月、23年退職したKBC学園グループを退職。社会保険労務士オフィスMサポートを設立。主な業務は、労働・社会保険の手続きや給与計算、就業規則等諸規定の作成、助成金の診断・提案・申請、人事・労務管理の相談・指導を行っています。

社会保険労務士オフィスMサポート 前里 久誌

セミナー番号	日時	セミナーテーマ	講師名	会場	定員
1	9/24(木) 13:30~15:30	同一労働同一賃金でなにが変わる? ~企業の賃金に対する意識改革~	水澤 孝一	〔南部〕 沖縄県立博物館・美術館 博物館講座室	40人
2	9/25(金) 13:30~15:30	パワハラ防止法成立! ~ハラスメント対策措置の義務化~	前里 久誌	〔宮古〕 宮古島市未来創造センター 研修室1・2・3	25人
3	10/26(月) 13:30~15:30	パワハラ防止法成立! ~ハラスメント対策措置の義務化~	前里 久誌	〔南部〕 沖縄県総合福祉センター 501教室	30人
4	10/27(火) 13:30~15:30	同一労働同一賃金でなにが変わる? ~企業の賃金に対する意識改革~	水澤 孝一	〔中部〕 浦添市でたこホール 多目的室1	25人
5	10/28(水) 13:30~15:30	就業規則の整備やっていますか? ~賃金台帳から見る労務管理のポイント~	宇野 一博	〔北部〕 21世紀の森体育館 第1・2会議室	25人
6	11/20(金) 13:30~15:30	同一労働同一賃金でなにが変わる? ~企業の賃金に対する意識改革~	水澤 孝一	〔八重山〕 沖縄県立石垣青少年の家 大研修室	25人
7	11/25(水) 13:30~15:30	就業規則の整備やっていますか? ~賃金台帳から見る労務管理のポイント~	宇野 一博	〔南部〕 沖縄県立博物館・美術館 博物館講座室	40人
8	11/27(金) 13:30~15:30	パワハラ防止法成立! ~ハラスメント対策措置の義務化~	前里 久誌	〔中部〕 浦添市でたこホール 多目的室1	25人

※会場によっては駐車場に限りがありますので公共交通機関の利用をおすすめ致します。 ※天候により場所、日時が変更になる場合があります。
※定員に達し次第、受付を終了させていただきますのでご了承ください。

セミナーの
申込方法

電話、FAX、または本事業ホームページにて受け付けております。

※FAX申込の場合は、下記申込書にご記入のうえ、下記送信先までお送りください。

※申込後に参加できなくなった場合はキャンセルのご連絡をいただけますようお願い致します。

セミナー申込書

FAX送信先 098-869-6104

※申し込み欄は全てご記入いただく必要があります。記入漏れがあった場合はお申し込みできないことがありますのでご注意ください。
※参加される方は全員お名前をご記入ください。

以下に当てはまる方はすでに申込されていてもセミナー受講が出来ません。新型コロナウイルス感染拡大防止のためご理解の程お願いいたします。

1. 風邪症状があり、セミナー当日の体温が37.5度以上ある。
2. 受講するセミナー日から14日以内に発熱・感冒症状での受診や服薬がある。
3. 受講するセミナー日から14日以内に感染が拡大している地域や国へ訪問歴がある。

セミナー番号	希望するセミナーの番号をご記入ください(複数可)	[]	該当するところにし点をご記入ください <input type="checkbox"/> 事業主 <input type="checkbox"/> 人事労務担当者 <input type="checkbox"/> その他
フリガナ	フリガナ		
事業所名	事業所名		業 種
住 所	市・町・村		番 号
フリガナ	フリガナ		
氏 名	氏 名		お住まい 市・町・村
ご連絡番号	ご連絡番号		メールアドレス
フリガナ	フリガナ		
氏 名	氏 名		お住まい 市・町・村
ご連絡番号	ご連絡番号		メールアドレス

※申込いただきました個人情報については本セミナーの実施・運営のみに利用させていただきます。

沖縄県委託事業 若年者ジョブトレーニング事業



「就職したい」かなえます

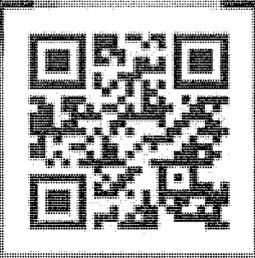
ジョブトレとは・・・

働く心構えと社会人マナー

- ✓ パソコン学んで
- ✓ 自己分析して
- ✓ 企業見学して
- ✓ 面接練習して

6年で
630人以上の
就職実績!

就職。



訓練生募集中 説明会へGO!

登録企業も同時募集

訓練手当

880円/時間

(座学研修中)

対象 沖縄県在住の40歳未満の求職者

期間 4ヶ月間(15日間の座学+3ヶ月のOJT)

募集期間 2020年5月~10月(毎月募集しています)

お申込み
お問合せ



沖縄県委託事業 若年者ジョブトレーニング事務局

【那覇会場】那覇市前庭2-21-13 ふそろビルディング11F

【中部会場】沖縄市上地2-20-5 2F(園田バス停前)

☎ 098-866-3611

受付/月~金 9:30~17:00

FAX 098-866-3612 URL <https://www.jobtre.jp>

E-mail oubo@jobtre.jp



沖縄 ジョブトレ

検索

沖縄県主催
令和2年度 地域連携マッチングプログラム事業

会える、見つかる、良くわかる!

適職発見プロジェクト!

「職場見学大歓迎」の積極採用企業があなたの参加を待っています!

就職への近道!
「職場見学のすすめ!」

適職と出会う

どなたでもお気軽に参加OK!

「みんなが活躍の場」

「みんなが活躍の場」

就職説明・面接会

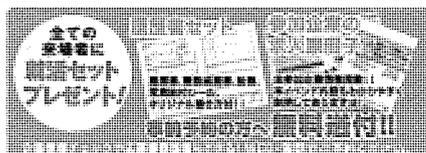
適職発見フェア開催スケジュール

1	10/14	名護市・北部エリアのお仕事	名護市市民会館 時間/13:15~16:00	6	12/17	福祉・介護/CC・BPO/ホテル・観光業界のお仕事	沖縄コンベンションセンター 時間/13:15~17:00
2	10/29	那覇市・南部エリアのお仕事	沖縄産業支援センター 時間/13:15~17:00	7	1/21	那覇市・南部エリアのお仕事	沖縄産業支援センター 時間/13:15~17:00
3	11/5	宮古エリアのお仕事	宮古市未来創造センター 時間/13:15~16:00	8	1/22	沖縄市・中部エリアのお仕事	沖縄市市民会館 時間/13:15~16:30
4	11/19	沖縄市・中部エリアのお仕事	沖縄市市民会館 時間/13:15~16:30	9	2/3	沖縄本島全域・離島のお仕事	沖縄コンベンションセンター 時間/13:15~17:00
5	12/2	八重山エリアのお仕事	石垣市市民会館 時間/13:15~15:00	10	2/4	沖縄本島全域・離島のお仕事	沖縄コンベンションセンター 時間/13:15~17:00

就職支援コンテンツ充実!! 準備から面接までサポートします! 適職発見プロジェクトの就職イベント会場へGO!



キャリアカウンセラーによる個別就労相談コーナーを会場内に常設!!
フェアの効果的な活用方法や職場見学のメリットなどをご案内!!
希望者全員にプロカメラマンが会場で写真撮影(無料)



*新型コロナウイルス感染拡大などの状況により、急遽開催が中止・変更になる場合もございます。参加の際は事前に事業HPをご覧の上、ご来場するようお願い致します。
*新型コロナウイルス感染対策のため、来場時のマスク着用、検温、消毒、氏名・連絡先の記入等のご協力をお願いします。また、体調不良の場合は、参加をお控えください。

適職発見プロジェクト事務局 TEL.098-860-8900 FAX.098-864-5552
那覇市天久1044-2(株式会社求人おきなわ)平日9:00~18:00(土・日・祝日、年末年始は休み)

参加企業や求人情報など、最新情報はホームページをご覧ください。 <https://jobmatching.info> 巡回マッチング

© 沖縄県商工労働部雇用政策課 (沖縄振興特別推進交付金活用事業) <一般求職者向け就労支援事業 期間:令和2年7月13日~令和3年3月19日>



スマホで応募!!



10月は 「年次有給休暇 取得促進期間」 です。

新しい働き方・休み方が
始まっています。

新しい働き方・休み方を実践する第一歩として
「年次有給休暇の計画的付与制度」の導入を!

年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式
を活用すれば、休暇の分散化にもつながります。



(働き方・休み方改善ポータルサイト)



(年次取得特設サイト)

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

年次有給休暇取得促進特設サイト 検索

働き方の新しいスタイル



テレワークや
ローテーション勤務



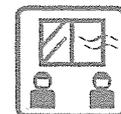
時差通勤で
ゆったりと



オフィスは
ひるびると



会議は
オンライン



対面での打合せは
換気とマスク

新しい働き方・休み方を実践するために 年次有給休暇を上手に活用しましょう

●年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。

この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

2020年10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

この期間に個人ごとに計画年休を取得

年休の計画的付与期間

1) 年次有給休暇付与計画表による 個人別付与方式の導入例

例えば、毎週金曜日に
年次有給休暇の計画的付与を活用すると？
年次有給休暇を土日と組み合わせると、連続休暇になります。
また、12 点検のような日に年次有給休暇をさらに組み合わせること(プラスワン休暇)も考えられます。

2) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者



例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者



◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

3) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

●時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

〈労使協定で定める事項〉

① 時間単位年休の対象労働者の範囲

対象となる労働者の範囲を定めてください。一部の者を対象外とする場合には、「事業の正常な運営を妨げる場合」に限られます。

② 時間単位年休の日数

1年5日以内の範囲で定めてください。

③ 時間単位年休1日分の時間数

1日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位年休に相当するかを定めてください。1時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げてください。(例)所定労働時間が1日7時間30分の場合は8時間となります。

④ 1時間以外の時間を単位として与える場合の時間数

2時間単位など1日の所定労働時間数を上回らない整数の時間単位を定めてください。

●就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。

注) 時間単位の年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。

パートタイム・有期雇用労働法に関する 特別相談窓口

— 令和3年3月31日まで開設 —

～ パートタイムや有期雇用で働く方々や企業からの
ご相談を受け付けます ～

同一企業内における正社員（無期雇用フルタイム労働者）と、パートタイム労働者・有期雇用労働者との間の不合理な待遇差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、本年4月から「パートタイム・有期雇用労働法」が施行されました。

* 中小企業における「パートタイム・有期雇用労働法」の適用は、2021年4月1日からです。

相談例

- ・ コロナウイルス感染症の影響から、会社から休業するよう言われたが、休業手当支給は正社員のみで、パートに支給されない（又は減額された）。
- ・ 基本給、賞与、手当、福利厚生、教育訓練等の待遇面で、正社員とパートタイム労働者、有期雇用労働者間で不合理な待遇差がある。
- ・ 労働条件の明示が無く、事業主に確認しても内容を説明してくれない。
- ・ 職場にパートタイム労働者からの相談に対応する窓口がない。
- ・ コロナウイルス感染症の影響による支援制度の御紹介 等

お問い合わせ

雇用環境・均等室

098-868-4380

那覇市おもろまち 2-1-1

那覇第二地方合同庁舎 1号館 3階

○受付時間 8時30分～17時15分
(土日祝日、年末年始除く)



ご存知ですか？ 中退共の退職金制度。

中退共は、半世紀で100万社以上の中小企業が利用する国の退職金制度です。

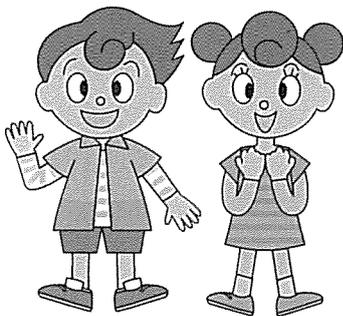


国の制度だから
安心・確実

掛金の助成を
受けることができます



外部積立型だから
管理がカンタン

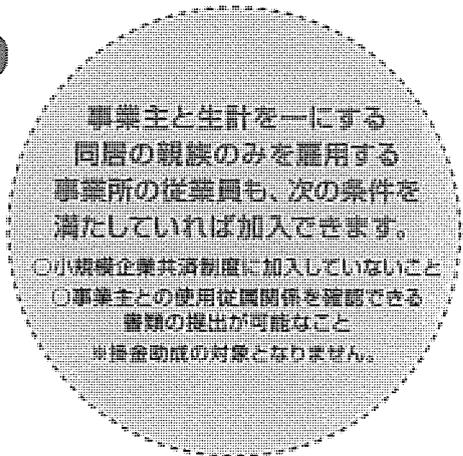


掛金は全額非課税

手数料もかかりません



パートさんも
加入できます



詳しくはホームページをご覧ください

中退共

検索

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

中退共制度のしくみ

① 加入申込	お近くの金融機関等の窓口でお申込みください。事業主が中退共と「退職金共済契約」を結び共済手帳が送付されます。
② 掛金納付	毎月の掛金は全額事業主負担で、口座振替で金融機関に納付します。
③ 支払い	退職した従業員の請求に基づき、中退共から退職金が直接支払われます。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

中小企業退職金共済事業本部

ちゅうたいきょう
略称：中退共



ちゅうたくん きょうちゅうん

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 TEL 03-6907-1234 FAX 03-5955-8211



【沖縄県 商工労働部雇用政策課事業】

<沖縄県雇用継続助成金事業>

事業主のみなさまへ

沖縄県では、新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策として、雇用の維持を図るため、国の雇用調整助成金等の支給を受けた事業主に対する上乗せ助成を行います！

■ 支給対象 ■

・国の「雇用調整助成金」及び「緊急安定助成金」の支給決定を受けた事業主

※国の助成率が10分の10であるもの、教育訓練・出向によるものは除きます。

■ 助成金額 ■

・国の「雇用調整助成金」等の助成率に応じて、次の金額を支給

★緊急対応期間（4月1日～12月31日）

助成率の区分	国の助成率	県上乗せ助成率
大企業（解雇等あり）	3分の2	休業手当の6分の1
中小企業（解雇等あり）	5分の4	休業手当の10分の1
大企業（解雇等なし）	4分の3	休業手当の4分の1
中小企業（解雇等なし）	10分の10	—

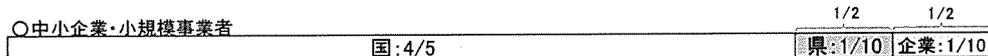
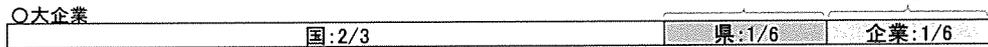
★緊急対応期間以外の特例期間（1月24日～3月31日）

助成率の区分	国の助成率	県上乗せ助成率
大企業	2分の1	休業手当の6分の1
中小企業	3分の2	休業手当の6分の1

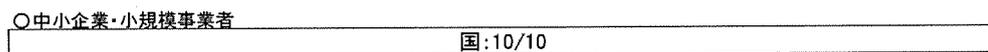
助成割合イメージ

★緊急対応期間（4月1日～12月31日）

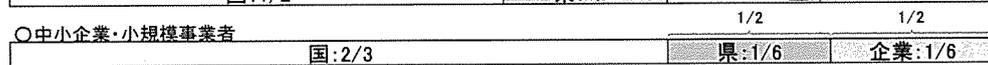
【解雇等あり】



【解雇等なし】



★緊急対応期間以外の特例期間（1月24日～3月31日）



休業手当等

【沖縄県事業】 沖縄県雇用継続助成金事業 問い合わせ先

※国の「雇用調整助成金」等とは異なります

○受付・問い合わせ先○

事業主向け雇用支援事業事務局
(グッジョブ相談ステーション)

電話：098-941-2044

住所：那覇市泉崎1-20-1 カナ旭橋A街区6階

○県 担当課○

沖縄県 商工労働部 雇用政策課

電話：098-866-2324

R2.10.1現在版

「沖縄県雇用継続助成金」の申請について

1 申請書類

支給申請書と併せて、上乘せ助成金額の算定や、助成金支給のため、下記の書類を提出してください。

- ・ 沖縄県雇用継続助成金支給申請書 ※
- ・ 沖縄県雇用継続助成金 請求額算定書 ※
- ・ (国からの) 雇用調整助成金の支給決定通知書の写し
- ・ (国へ提出した) 雇用調整助成金の支給申請書の写し
- ・ (国へ提出した) 雇用調整助成金の助成額算定書の写し
- ・ (初回申請時のみ) 債権者登録申請書 ※
- ・ (初回申請時のみ) 口座の通帳の写し
- ・ 提出書類一覧兼チェックリスト ※

2 申請書類の入手方法

上記1の申請書類のうち、※印についての入手方法です。

- ・ 「沖縄県雇用政策課」のホームページからダウンロードできます。
- ・ グッジョブセンター内の相談窓口「グッジョブ相談ステーション」でも入手できます。

3 申請書類の提出先 ◎郵送可

郵送提出の場合、郵送事故防止のため、配達記録や簡易書面など、配達の記録が残る方法でご送付ください。

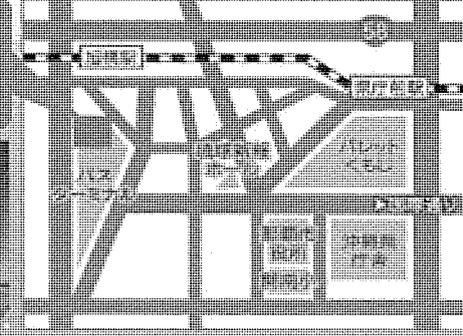
お問い合わせ

事業者向け雇用支援事業事務局
(グッジョブ相談ステーション)

〒900-0021 那覇市泉崎1-20-1 カフェナ 旭橋A街区6階
 Fax : 098-917-2040
 E-mail : info@goo-job-station.okinawa

グッジョブ相談ステーション

Tel.098-941-2044



予約すると待ち時間がなく便利！ 電話やEメール、Skype・Zoom(要予約)での相談も可能です。

◎ 沖縄県 商工労働部 雇用政策課

パート、アルバイトの方、学生さんも
すべてのひとに適用されます。
自分の最低賃金、ちゃんと調べようね。

守ってね！最低賃金。



沖縄県 最低賃金

792 円



令和2年
10月3日から
[時間額]

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。



最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/> 

最低賃金に関するお問い合わせは
沖縄労働局または最寄りの労働基準監督署へ  沖縄労働局ホームページアドレス
<https://jsite.mhlw.go.jp/okinawa-roudoukyoku/>



最低賃金制度って何？

働くすべての人に、
賃金の最低額（最低賃金額）を
保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの
働き方の違いにかかわらず、
すべての労働者に適用されるんです。



確認の方法は？

確認したい賃金を時間額にして、
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合	$\frac{\text{時間給 (円)}}{\text{時間}} \geq \frac{\text{最低賃金額 (時間額)}}{\text{時間}}$
2 日給の場合	$\frac{\text{日給 (円)}}{\text{1日の平均所定労働時間 (時間)}} = \frac{\text{時間額 (円)}}{\text{時間}} \geq \frac{\text{最低賃金額 (時間額)}}{\text{時間}}$
3 月給の場合	$\frac{\text{月給 (円)}}{\text{1か月の平均所定労働時間 (時間)}} = \frac{\text{時間額 (円)}}{\text{時間}} \geq \frac{\text{最低賃金額 (時間額)}}{\text{時間}}$
4 上記1,2,3が 組み合わさっている場合	<p>例えば、基本給が日給で 各手当（職務手当など）が 月給の場合</p> <p>① 基本給(日給)→ 2の計算で時間額を出す ② 各手当(月給)→ 3の計算で時間額を出す ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額(時間額)</p>

(※1)最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。
①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)⑥精算手当、通勤手当および家族手当
(※2)詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で
自分の地域の
最低賃金を
チェックしましょう！

中小企業事業者の皆さんへ

賃金の引上げを支援します。

最大450万円を助成

**業務改善
助成金**

「業務改善助成金」は、生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。支給対象者と支給要件、助成金は一定の条件があります。

詳しくは、こちら

業務改善助成金

検索

賃金引上げを
支援する助成金を
積極的に
利用しましょう。



専門家による無料相談を
実施しています。

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援センター

検索

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り
組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援資金

検索

リサイクル適性
この印刷物は、目録用紙へ
リサイクルできます。
(R2.9)

個別労働関係紛争のあっせん制度のご紹介 ～労働委員会が労使紛争の解決をお手伝いします～

労使間の労働条件等に関するトラブルでお困りではありませんか？

当委員会では、働く人(正社員、パート社員、派遣社員など)と会社との間の労働条件、その他の労働関係に関するトラブルについて解決をお手伝いする「個別労働関係紛争のあっせん」を行っています。

今回は、この「個別労働関係紛争のあっせん制度」について、紹介します。

◆「あっせん」はどのような制度ですか？

労働問題に関して経験豊かな、労働委員会の3名の「あっせん員」が、労働関係紛争の生じた当事者からお話を伺い、双方の問題点を整理したうえで、助言等を行い、双方の歩み寄りによる解決の援助を行うものです。

労働基準法等の法律違反の是正を図るために行われる行政指導ではなく、一定の措置を実施することを強制するものでも、「(働く人又は会社の)どちらかが悪い」といった紛争の決着をつけるものでもありません。

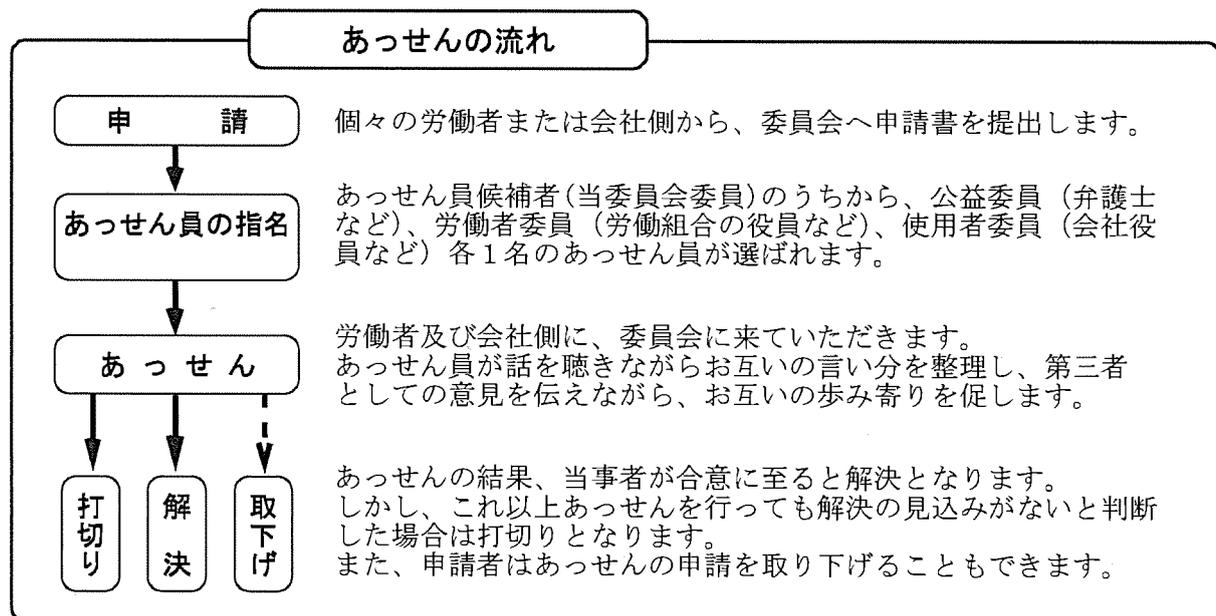
◆あっせんの対象となる紛争は？

働く人と会社との間で起きた労働条件、その他労働関係に関するトラブルです。

例えば、「解雇や配置転換に関すること」、「賃金や労働時間などの労働条件に関すること」、「いじめなどの職場環境に関すること」などです。

◆あっせん制度のメリットは何ですか。

- ・ 1か月程度での早期解決を目指し、調査やあっせんを迅速に実施します。
- ・ あっせん員が中立・公平な立場で解決を援助します。解決の援助にあたっては、当事者の意向を尊重し、話し合いでの解決に努めます。
- ・ あっせんは非公開です。
- ・ 申請の手続は簡単で、費用は無料です。



☆個別労働関係紛争のあっせん申請の手続に関することは、お気軽にお問い合わせください。☆

お問合せ先

沖縄県労働委員会事務局(県庁行政棟2階)

TEL:098-866-2551 FAX:098-866-2554

ホームページ:「沖縄県労働委員会」と入力し検索

Eメール:aa160008@pref.okinawa.lg.jp

契約社員から正社員へ変更したときの有給休暇について

相談内容

これまで2年間、週3日フルタイムの契約社員で働いていました。有給休暇日数は年間6日でした。今回途中で正社員採用になりましたが、正社員になると有給休暇日数は増えるのでしょうか。入社日は4月1日です。またいつから変更になりますか。それと有給休暇日数は毎年増えていくのでしょうか。

相談回答

ポイント

- ① 正社員に登用されると、有給休暇日数は週の労働日数に応じて変更になります。
- ② 変更される時期は、正社員になった直後の基準日（一般的には入社日）からです。
- ③ 有給休暇は勤続年数に応じて、毎年増えていきますが、上限は20日になります。

解説

労基法では、入社後6か月継続勤務し、労働すべき日の8割以上出勤していれば、勤続年数に応じた有給休暇が付与されます。

勤務時間が週30時間未満の場合、週の勤務日数に応じた有給休暇が付与されていた（比例付与といいます）。相談者の場合、週3日2年で、6日が付与されていました。

- ① 今回正社員に採用されたことで、下記の有給休暇が与えられます。

◆年次有給休暇日数(30時間以上、週5日勤務)

勤続年数	6ヶ月	1年6ヶ月	2年6ヶ月	3年6ヶ月	4年6ヶ月	5年6ヶ月	6年6ヶ月以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

- ② 正社員になってからの変更時期は、正社員になった直後の基準日(4月1日)からです。すぐに変更されるわけではありません。
- ③ 算定期間中の出勤率が8割以上であれば、勤続年数に応じた日数が付与されます。出勤率が8割未満になると、翌年是有給休暇は付与されませんから、休むと欠勤になることがあります。しかし、その翌年8割以上出勤すると、その勤続年数に応じた有給休暇が与えられますが、上限は20日となっています。

お問合せ先「沖縄県女性就業・労働相談センター」

労働相談フリーダイヤル 0120-610-223 TEL 098-941-4750

沖縄県労働経済指標

年月	常用労働者(規模5人以上)				失業者数 (沖縄県)	完全失業率 (沖縄県)	一般職業紹介状況(沖縄県)				消費者物価指数 H27=100	
	一般労働者		パートタイム労働者				有効			就職件数	那覇市	全国
	全国	沖縄県	全国	沖縄県	求職者数	求人数	求人倍率					
	千人	人	千人	人	千人	%	人	人				
平成19年	32,713	271,242	11,558	98,024	47	7.4	32,351	13,697	0.42	2,463	96.4	97.2
20年	33,216	278,941	11,738	92,260	48	7.4	30,790	11,574	0.38	2,178	98.4	98.6
21年	31,974	284,657	12,018	103,037	50	7.5	34,878	9,902	0.28	2,017	97.6	97.2
22年	31,861	277,746	12,284	112,022	51	7.6	37,416	11,567	0.31	2,079	96.9	96.5
23年	31,907	273,713	12,525	117,855	47	7.1	44,093	12,924	0.29	2,088	96.8	96.3
24年	32,591	274,754	13,166	119,329	46	6.8	36,526	14,515	0.40	2,176	96.5	96.2
25年	32,548	274,827	13,581	121,257	39	5.7	32,533	17,212	0.53	2,179	96.9	96.6
26年	32,852	275,207	13,956	123,517	37	5.4	29,802	20,601	0.69	2,154	99.3	99.2
27年	33,209	275,892	14,561	127,067	36	5.1	28,188	23,636	0.84	2,110	100.0	100.0
28年	33,788	290,306	14,978	117,896	31	4.4	27,001	26,318	0.97	2,120	100.3	99.9
29年	34,636	288,447	15,395	125,882	27	3.8	25,758	28,598	1.11	2,099	100.7	100.4
30年	34,426	315,950	15,381	143,732	25	3.4	24,876	29,052	1.17	1,982	101.9	101.3
令和元年6月	34,935	330,179	15,928	138,996	22	3.0	25,848	30,583	1.18	1,930	102.1	101.6
7月	34,964	326,908	16,036	142,656	21	2.8	25,692	30,497	1.19	1,794	102.3	101.6
8月	34,935	321,865	16,044	147,718	22	2.9	25,313	30,592	1.21	1,593	102.4	101.8
9月	34,983	324,275	16,087	147,258	24	3.2	25,633	30,394	1.19	1,610	102.6	101.9
10月	35,058	326,130	16,110	147,469	21	2.8	25,616	30,736	1.20	1,716	102.3	102.2
11月	35,022	326,893	16,272	150,869	19	2.5	25,814	30,952	1.20	1,507	102.2	102.3
12月	35,015	321,430	16,320	152,250	19	2.5	25,894	30,795	1.19	1,490	102.1	102.3
令和2年1月	34,948	320,277	16,307	156,360	23	3.0	25,862	28,770	1.11	1,429	101.9	102.2
2月	34,935	320,677	16,246	156,762	24	3.1	25,995	28,820	1.11	1,981	101.8	102.0
3月	34,781	318,349	16,076	152,255	22	2.9	25,914	27,430	1.06	3,305	101.7	101.9
4月	35,628	328,910	15,664	146,121	25	3.4	25,984	23,679	0.91	2,157	101.5	101.9
5月	35,544	332,862	15,409	139,251	25	3.4	26,164	20,294	0.78	1,462	101.5	101.8
資料出所	県統計課					沖縄労働局					県統計課	

年月	労働時間の動き						賃金の動き					
	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		現金給与総額		定期給与		特別給与	
	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県
平成19年	154.2	152.4	140.8	144.3	13.4	8.1	377,731	299,015	299,782	247,936	77,949	51,079
20年	153.0	152.0	140.1	143.9	12.9	8.1	379,497	297,971	300,694	247,577	78,803	50,394
21年	147.3	152.2	136.4	141.8	10.9	10.4	355,223	283,652	288,478	240,782	66,745	42,870
22年	149.8	151.7	137.8	142.1	12.0	9.6	360,276	272,493	291,210	233,064	69,066	39,429
23年	149.0	150.7	137.1	141.2	11.9	9.5	362,296	275,343	291,783	233,892	70,513	41,457
24年	150.7	150.6	138.5	141.0	12.2	9.6	356,649	264,102	289,794	224,699	66,855	39,403
25年	149.3	150.4	136.9	140.6	12.4	9.8	357,977	264,330	289,150	226,907	68,827	37,423
26年	149.0	150.5	136.2	140.2	12.8	10.3	363,338	268,801	291,475	230,525	71,863	38,276
27年	148.7	150.7	135.8	140.4	12.9	10.3	357,949	271,818	288,508	235,524	69,441	36,294
28年	148.6	149.9	135.9	140.0	12.7	9.9	361,593	280,554	289,899	238,662	71,694	41,892
29年	148.4	150.6	135.8	140.0	12.6	10.6	363,295	283,056	290,954	240,671	72,341	42,385
30年	147.4	146.2	134.9	138.0	12.5	8.2	372,164	272,026	295,945	233,588	76,219	38,438
令和元年6月	147.4	146.1	135.1	136.2	12.3	9.9	558,795	389,668	297,628	239,233	261,167	150,435
7月	150.1	150.4	137.8	140.9	12.3	9.5	425,502	318,005	296,427	240,235	129,075	77,770
8月	141.6	140.2	130.0	130.9	11.6	9.3	306,687	247,205	295,936	237,236	10,751	9,969
9月	142.5	140.5	130.3	131.0	12.2	9.5	305,025	236,237	295,976	233,671	9,049	2,566
10月	146.5	144.8	133.9	134.8	12.6	10.0	305,768	237,046	298,384	236,299	7,384	747
11月	147.5	144.5	134.9	134.2	12.6	10.3	323,586	242,119	297,698	233,631	25,888	8,488
12月	145.0	142.8	132.7	132.4	12.3	10.4	686,624	462,506	297,130	234,140	389,494	228,366
令和2年1月	137.7	142.3	125.9	131.3	11.8	11.0	307,059	244,571	293,236	242,964	13,823	1,607
2月	139.8	140.8	127.7	130.1	12.1	10.7	298,574	244,772	293,657	241,322	4,917	3,450
3月	142.1	140.4	130.2	130.5	11.9	9.9	317,820	249,015	294,270	240,984	23,550	8,031
4月	143.9	138.9	133.3	130.3	10.6	8.6	307,795	244,757	295,762	242,785	12,033	1,972
5月	126.9	125.0	118.3	117.5	8.6	7.5	301,559	240,656	287,291	237,050	14,268	3,606
資料出所	県統計課											

注) 有効求人倍率 年平均は原数値 月別は季節調整値

注) 消費者物価指数は「平成27年基準」へと変更に伴い、平成28年

注) 賃金の動き、労働時間の動きの事業所規模は30人以上

7月分以降の公表に合わせて改訂。